

豊明市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年6月25日

豊明市監査委員

古橋 洋一
近藤 善人

1 監査の対象

経済建設部 土木課
市民生活部 防災防犯対策室

2 監査の期間

令和2年1月15日から令和2年2月6日まで

3 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年12月31日までに執行した事務事業

4 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

5 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

6 監査の対象

市民生活部 市民協働課

7 監査の期間

令和2年1月23日から令和2年2月21日まで

8 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年12月31日までに執行した事務事業

9 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

10 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

11 監査の対象

行政経営部 秘書広報課

12 監査の期間

令和2年3月6日から令和2年3月27日まで

13 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年1月31日までに執行した事務事業

14 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

15 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。